

尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業
(通称「尼崎市ボトル t o ボトル事業」)
仕様書 (案)

1 定 義

(1) 容リ協

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会については、以下、「容リ協」という。

(2) 尼崎市ボトル t o ボトル事業

尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業の通称名のことをいう。

(3) ベール品

尼崎市立資源リサイクルセンターで選別、圧縮、梱包されたペットボトルベール品（以下「ベール品」という。）のことをいう。

(4) 事業者

当該事業を実施する者（構成法人含む）をいう。

2 件 名

尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業
(通称「尼崎市ボトル t o ボトル事業」)

3 事業内容

(公募型プロポーザルによる募集のため、提案内容に応じて変動の可能性がある。)

資源リサイクルセンターで選別、圧縮、梱包されたベール品を次の方法でペットボトル再生品にリサイクルし、「ボトル t o ボトル」の推進を行う。

(1) 運搬

(2) リサイクル処理

(3) 製造販売

(4) 残渣・異物処理

(5) 受入不能時の代替対応（飲料メーカー等と連携し、代替リサイクラーを確保すること。)

4 売却物件

(1) ベール品寸法等（目安であり、保証値ではありません。)

ア 寸 法：幅約 600mm×長さ約 600mm×高さ約 400mm

イ 重 量：1 個あたり約 30kg

ウ 結束材：P Pバンド

(2) 搬出時荷姿

寸 法：幅約 1,300mm×長さ約 1,100mm×高さ約 1,900mm

1パレットあたり 15 ベール（ベール 5 個/段× 3 段積み）をストレッチフィルムにより梱包します。

(3) ベール品質

容リ協品質調査 総合判定結果

令和 6 年度 【A】

令和 7 年度 【B】

令和 8 年度 【A】

(4) 製造ベール品（1 日あたり）

約 160 個（季節により多少増減する。）

5 売却物件（取引重量）の決定方法

引渡しの際、尼崎市立クリーンセンター第 2 工場（尼崎市東海岸町 1 6 番地 1 号）に設置している計量器（最大秤量 30t、最小目盛 10kg、積載板幅 3m×長さ 8.5m）によって、運搬車両ごとに空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、当該車両 1 台に係る売却量を決定するものとする。

6 引渡場所

尼崎市東海岸町 2 3 番地の 1

尼崎市立資源リサイクルセンター指定場所（1 階ペットボトルヤード）

7 引渡方法及び積み込み方法

(1) 引渡方法は置場渡しとする。

(2) 運搬車両は事業者が調達するものとし、積込作業は本市があらかじめ指定する者の立会いのもと、事業者が行うものとする。

(3) 資源物積込の際は本市が準備している専用の積込車両（フォークリフト）（最大積載加重 2.65 t）を使用することができる。また、パレットについては本市のものを使用することができるが必ず返却すること。

注：本市が使用しているフォークリフトの爪は、次の使用で固定している。

爪の内幅：845mm

爪の外幅：1,090mm

爪 幅：120mm

爪長さ：1,520mm

(4) 事業者は引取の際、運搬車両ごとの積込数量について本市職員の確認を受けるこ

と。

- (5) 運搬車両はボール品が積載可能で、(3)の積込車両で容易に積込み作業ができる車両とする。
- (6) 運搬にあたっては飛散防止等必要な措置を講じた上、関係法令を遵守すること。また、過積載等の違反行為を禁じる。なお、停車時にはアイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に務めること。また、資源リサイクルセンターは工業専用地域に立地しており、大型車の往来が激しいので周辺道路に駐停車を禁じる。やむを得ず駐停車をする場合には、尼崎市立クリーンセンター第2工場の大型車両専用駐車スペースを使用すること。

8 引渡日時

- (1) 引渡日時の決定については、前週の水曜日に本市があらかじめ指定する者と協議し決定する。また、引取時間については、午前9時から午後3時（正午から午後1時を除く）までとする。

注：ボール品の保管場所については、屋外（屋根付き）で保管容量が約3日間となるので、週に2回以上の引取をすること。

- (2) 事業者は、資源リサイクルセンターの運営に支障をきたさないよう、原則として引取日には必ず引取を行うこと。緊急的に引取が必要となった場合には、本市があらかじめ指定する者と協議して引取をすること。

9 残渣処理

- (1) 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、事業者の責任において適正に処理すること。
- (2) 処理に係る費用は事業者の負担とする。

10 受入不能時の対応

事業者は、ボール品の受入れが不能となる場合に備え、飲料メーカー等と連携して代替リサイクラーを確保すること。受入不能が見込まれる場合は直ちに本市へ報告するとともに、代替先への引渡しについても、引渡条件、単価等を含め、従前と同等の条件により引き続き対応すること。

11 契約方法等

- (1) ボール品 10kg 当たりの単価契約（消費税及び地方消費税抜き）とする。
- (2) 売却金額については、売却代金欄の単価により計算した額に消費税及び地方消費税を加算して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を四半期ごとに、尼崎市が発行する「納入通知書兼領収書」により納付し、金融機関の領収日付印の押印を受けた納入通知書兼領収書を尼崎市立クリーンセンター担当者へ電子メ

ールまたはファクシミリにて送付すること。

なお、払込みに係る日程については、次のとおりとし、当該日程が土日祝日の場合は、直近同月の平日とする。

買受時期	取引重量確定日 (四半期)	納付書 発送予定日	納付期限
第1四半期（4月から6月まで）	7月10日	7月15日	7月31日
第2四半期（7月から9月まで）	10月10日	10月15日	10月31日
第3四半期（10月から12月まで）	1月10日	1月15日	1月31日
第4四半期（1月から3月まで）	4月10日	4月15日	4月30日

12 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

10月1日以降の売却単価については、提案内容に基づき、双方協議の上、決定した売却価格により、改めて物品売買契約書を締結するものとする。

13 提出書類及び提出期限

次の各号に定める提出書類を電子メールにて指定する期日までに尼崎市立クリーンセンターに提出すること。また、契約を更新した場合でも、提出が必要である。なお、提出書類に変更（様式11「引取計画書」は除く）が生じた場合には、速やかに提出すること。

- (1) 様式10 業務責任者選任届（契約開始日の前日まで）
- (2) 様式11 引取計画書（実施月前月末日まで）
- (3) 様式12 引取月報（実施月翌月10日まで）

14 契約違反等に対する措置

事業者による契約条項の違反又は不履行に対しては、契約書に定める措置を講じるものとする。

15 その他の留意事項

本契約の履行に際し、事業者の責任に基づく行為により、尼崎市及び尼崎市以外の第三者に対して損害を与えた場合には、事業者が責任を負い損害を賠償するものとする。

16 売却予定量

売却予定量は次の表のとおりとする。

期間	予定量
第1四半期（4月から6月まで）	194,000kg
第2四半期（7月から9月まで）	174,000kg

第3四半期（10月から12月まで）	153,000kg
第4四半期（1月から3月まで）	125,000kg
予定取引量	646,000kg

17 問い合わせ先

〒660-8051 尼崎市東海岸町23番地の1

尼崎市立資源リサイクルセンター管理担当

担当：吉田

TEL：06-6409-1512

FAX：06-6409-1510

電子メール：ama-clean-rc@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上